

平成 30 年 3 月 22 日付で提出されました「2018 年春闘要求書」について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答
<p>1. 労使交渉について</p> <p>(1) 勤務労働条件に係わる変更については、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意の上実施すること。</p> <p>(2) 新しく導入される「会計年度任用職員」制度については、十分な労使交渉、協議を行い、労使合意の上実施すること。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p> <p>(2) 会計年度任用職員制度の導入に伴う勤務労働条件は、国から示されたマニュアルや近隣市の状況等を踏まえて協議し決定していく。</p>
<p>2. 人員について</p> <p>(1) 新年度をむかえるにあたり、全職種の職務内容を明確にし、周知徹底させること。</p> <p>(2) 適切な人事配置を行なったか検証すること。</p>	<p>2.</p> <p>(1) 定数外職員については、全ての職種の職務内容を明示している。</p> <p>(2) 児童数・食数に応じた人数を配置しており、課題が生じた場合は、適宜検証を行う。</p>
<p>3. 制度改善について</p> <p>35 時間未満勤務の非常勤職員に、時間休を取得できるようにすること。</p>	<p>3.</p> <p>時間単位の年次休暇は、週 35 時間非常勤職員に対して、例外的に取得を認めているものであり、短時間勤務の職員への付与は困難である。</p>
<p>4. 夏期休暇について</p> <p>(1) 35 時間勤務非常勤職員の夏期休暇を正規職員と同じにすること。</p> <p>(2) 35 時間未満勤務の非常勤職員については、勤務時間を考慮した夏期特別休暇を付与すること。</p>	<p>4.</p> <p>(1) 現行どおりとし、最大 6 日間とする。</p> <p>(2) 35 時間未満勤務の非常勤職員については、盛夏期間中の特別休暇を付与することは困難であるが、引き続き、疲労蓄積等を考慮し、年次休暇の取得をしやすい環境づくりに努めていく。</p>